

川口市認可外保育施設利用料補助金の交付対象世帯確認書(令和7年4月以降分)

※住民税は、4月から8月利用分までは前年度分
9月から3月利用分までは今年度分を指します。

→ YES
- - - NO

お子さんが補助の対象となる認可外保育施設を利用している。

お子さんと保護者が川口市の住民基本台帳に記録され、川口市内に居住している。

補助金対象月までに保護者が教育・保育給付認定(2号または3号)を受けている。

認可外保育施設の利用料を滞納していない。

対象期間にお子さんが認可の保育施設に在籍していない。(一時預かりの利用を除く)

当該補助金の
交付対象とは
なりません。

お子さんのクラス年齢が0～2歳児である。

当該補助金の交付対象とはなりません。

幼児教育・保育の無償化の対象となりますので、詳細については川口市ホームページから幼児教育・保育無償化のページをご覧ください。

対象年度(年分)の住民税申告または確定申告を行っている。

申告がお済みでない方は、賦課期日時点で住民登録のある自治体で、申告を行っていただく必要があります。
※未申告の場合は、当該補助金の対象とはなりません。

保護者について、対象年度の住民税が「課税されている世帯」である。

保護者が住民税非課税であるが、祖父母の地方税法上の被扶養者となっており、祖父母が住民税課税である。

賦課期日時点で、川口市に住民登録があった。

当該補助金の対象となります。

【申請に必要な書類】

①当該補助金の「交付申請書兼請求書」

当該補助金の対象となります。

【申請に必要な書類】

①当該補助金の「交付申請書兼請求書」

②対象年度の「市民税が課税されていることを証明する書類」



←二次元コードを読み取っていただくと
「川口市認可外保育施設利用料補助金」
に関するページが開きます。

■ 補助金に関する問い合わせ先

川口市子ども部保育幼稚園課内
川口市幼児教育無償化事務センター
048-259-9043(直通)